

浦野家通信 1月

〒550-0012
大阪市西区立売堀
1丁目9-10
HOWAビル701号
Tel:06-6536-7560
浦野会計事務所
第87号
発行人:所員一同

料金別納
郵便

新年あけましておめでとうございます。
皆様には、旧年中も大変お世話になり、
ありがとうございました。

昨年からのインボイス、本年度からは
電子帳簿保存法が始まります。
当事務所では、クライアントの皆様には
クラウド会計を導入していただくことにより、
電子帳簿保存法に対応していくつもりでござ
います。昨年同様、お手数をおかけするかと
思いますが、クラウド会計の導入に
ご協力の程、よろしくお願いたします。
本年も、皆様の経営を少しでもサポートでき
ようスタッフ一同頑張っていきますので、
本年もよろしくお願いたします。

浦野 充敏

償却資産の申告について

1月中に償却資産の申告が
あります。12月末までに仕入
以外で10万円以上の
事業用の備品などの購入が
あれば申告が必要になります。
こちらからも確認させて
いただきますので担当まで
ご連絡ください。

1月

10日（水）

・12月分源泉所得税住民税の
特別徴収税額の納付

22日（月）

・納期の特例を受けている場合、
7月～12月の源泉所得税の納付

31日（水）

- ・11月決算法人の確定申告と納税
- ・5月決算法人の中間申告と納税
- ・2月、5月、8月決算法人の消費税の三か月ごとの中間申告
- ・12月分社会保険料納付
- ・償却資産（固定資産税）の申告



サラリーマンの方でも確定申告が必要な場合



一般的にサラリーマンの方は、会社で年末調整をしてもらうことで所得税の納税額が確定するため確定申告をする必要がないのですが、次のケースに当てはまる場合には確定申告をすることが必要です。注意してください。



確定申告対象者(サラリーマン)

- ①給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ②1ヶ所から給与の支払いを受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方
- ③2ヶ所以上から給与の支払いを受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方

令和5年分の所得税の確定申告の提出期間は令和6年2月16日から3月15日までとなりますのでご注意ください。

また、年末調整を受けた方も年末調整で控除を受けられない**所得控除項目**や**税額控除**があるため確定申告を提出することにより控除が可能となり**還付を受ける**事ができます。忘れないようにしましょう。年末調整で受けられない控除としては以下のものとなります。

- ①医療費控除
- ②寄付金控除（ふるさと納税）
- ③住宅ローン控除



(居住開始年分の控除を受けるためには確定申告が必須となります。2年目以降の控除は年末調整で控除を受けることができます。)



あけましておめでとうございます

まちがいさがし みぎの えに まちがい が 3つ あるよ。さがしてみよう!



2024年 甲辰の年

2024年は十干では甲、十二支では辰にあたるため**甲辰（きのえたつ）**の年となります。

こうおつへいちょう き

甲とは「甲乙丙丁～癸」の始まりであり、物事の**始まり**ととらえられているそうです。そして辰は発芽した植物がしっかりとした形になる勢いと大きな力、**成功ととらえる**ことができるという意味だそうです。この二つが合わさる甲辰は、新しいことを始めて成功する、いままで準備してきたことが形になるといった**縁起のよい年**になるといわれています。新たな成功を目指して、何かにチャレンジするのに最適な甲辰です。新しく何を始めるかを考えるのも年末ならではの楽しみですね。

